

EU の財政規律とドイツの財政

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

EU の財政規律は欧州債務危機の深刻化を受けて大幅に強化された。財政赤字基準の順守を定めた EU の安定成長協定 (SGP) の運用を厳格化するとともに、ユーロセメスターの導入により、加盟国の財政政策などの事前の調整が図られることになった。また、2013 年 1 月には協定参加国の財政の均衡を義務付ける財政協定も成立した。ドイツは、EU の財政規律の枠内で財政均衡を目指し、債務ブレーキ制度などの制度的な枠組みの整備をいち早く行うとともに、「将来のための財政再建パッケージ」などの財政赤字削減策を進めている。その結果、ドイツの財政は 14 年には均衡すると期待されている。しかし、ドイツが長期的に財政の均衡を維持するためには、欧州債務危機に対する資金負担問題や人口の高齢化に伴う歳出増大への対応が大きな課題になるものとみられる。

ドイツはユーロ圏の主要構成国のひとつであり、主要構成国としての立場から EU やユーロ圏内における財政規律に向けた議論をリードしている。ドイツは他の加盟国と同様、EU の財政規律を順守することが義

務付けられており、その財政政策は EU の財政規律の目標達成に向けた具体的な方策に重点が置かれている。本稿では、2010 年のギリシャの財政危機に端を発した欧州債務危機以降大幅に強化された EU の財政規律に

ついて概観するとともに、財政規律の目標達成に向けたドイツの財政政策を概観する。

I EUの財政規律

1 安定成長協定の運用強化

ドイツのヴァイゲル財務相(当時)の提唱で1997年に成立したEUの安定成長協定(Stability and Growth Pact =SGP)はEU加盟国の財政規律のための枠組みを提供することを目的としている。SGPでは、93年11月発効のEUのマーストリヒト条約(現リスボン条約)に定められた財政赤字の2つの基準(単年度の財政赤字がGDP比3%以下、公的債務が同60%以下)を順守することを加盟国に義務付けるとともに、加盟国の財政を監視することが取り決められた。

しかし、ギリシャなど一部の加盟国の財政赤字が欧州債務危機を引き起こしたことから、EUはSGPの運用をより厳格化する必要に迫られることになった。そのため、EUは経済・財務相理事会(ECOFIN)など

でSGP運用の見直しを行い、マクロ経済の過度なインバランスを監視するための新たな手続きを導入することになった。

その結果、安定成長協定(SGP)は5つのEU規則と1つの指令(いわゆるシックスパック「six-pack」)によって2011年12月から運用が大幅に厳格化された。財政赤字を予防する観点から中期的な財政目標に大きな力点が置かれるようになり、債務比率を引き下げのための義務的な要件が定められた。また、違反国に対しては強化された制裁システムが適用されることになり、ルールに違反した加盟国に対しては、新たに設けられた自動決定プロセスにより、迅速かつ簡単に制裁を課すことが出来るようになった。

SGPでは、過剰赤字に陥った加盟国に対して過剰赤字手続きがとられ、同手続きは、予防措置と是正措置の2つの段階で進められる。

<予防措置>

予防措置では、まず各加盟国は長期的な公的財政の持続性を確保するための財政ポジションを示す構造的

な財政赤字^(注1)の中期目標 (medium-term objective ; MTO) を国内総生産 (GDP) の1%を超えないように設定することが要請される。構造的な財政赤字が中期目標 (MTO) を上回った場合、当該国は構造的赤字を年平均でGDPの0.5%削減する調整過程に入ることを約束させられる。当該国がMTOまたはMTO達成に向けた調整過程から大きく外れた場合、欧州理事会は、これらの乖離を最長で5カ月以内に取り除く方法を勧告することができる。加盟国によって効果的な措置が取られなかった場合、欧州理事会は、欧州委員会の勧告に基づき加盟国に対して制裁を課すことができる (欧州理事会は欧州委員会の制裁勧告を特定多数決によってのみ覆すことができる)。欧州理事会で制裁が決定されると、当該国はGDPの0.2%に相当する有利子の預託金を支払われなければならない。

<是正措置>

是正措置は、財政赤字のGDP比3%という基準値への違反が明らかになったときに発動される。また、

公的債務の是正措置は、加盟国の債務が、a) GDP比60%の基準値を超えたとき、b) 過去3年間に基準値からの超過が年平均で少なくとも20分の1削減されなかった場合、あるいはc) 加盟国が債務比率の削減を前年およびその後の2年間に行うことが困難と欧州委員会がみなした場合に発動される。

加盟国には是正措置が開始された時点で制裁金が課される。まず、予防措置のもとで課された有利子の預託金が無利子の預託金に転換される。さらに欧州理事会の勧告に沿って有効な措置が取られなかった場合にはGDPの0.2%に相当する罰金が課される。制裁は欧州委員会の勧告に基づき欧州理事会が決定する。その後加盟国が有効な措置を取らず赤字が拡大した場合は、GDPの0.5%以下の罰金が課される。

安定成長協定 (SGP) における過剰赤字手続きの発動要件および発動後のプロセスは以上のとおりであるが、欧州委員会の資料によれば、現在、EUにおいて過剰赤字措置が進行中の国は、欧州債務危機の発端と

なったギリシャをはじめ、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリア、キプロスなど EU27 カ国中実に 20 カ国に及んでいる。

本稿第Ⅱ章で取り上げるドイツについては、欧州理事会が 2003 年と 09 年の 2 回、過剰赤字の決定を下したが、いずれもその後の財政収支の改善により、過剰赤字の存在を取り消す決定が行われており、現在進行中の過剰赤字手続きは存在しない。

2 EU／ユーロ圏の財政政策の調和

1) 欧州セメスターの導入

上記のような安定成長協定 (SGP) の運用強化と並行して、EU 加盟国の経済・雇用・財政政策をより効率的に調整する目的で 2011 年に導入されたのが欧州セメスターである。

その狙いは次年度の加盟国の財政のあり方について早い段階で議論し、加盟国の次年度予算を欧州の状況に合わせることにある。すなわち、欧州セメスターは、以前はばらばらに行われてきた加盟国の財政政策を暫定的に調整し統合するとともに、10

年 6 月に採択された EU の成長戦略「Europe 2020」に沿って構造政策を調整することを目的としている。

その手順は以下のとおりである。毎年 3 月、欧州理事会は、欧州委員会と閣僚理事会が作成した水平的な経済政策、雇用政策および財政政策のガイドラインを採択する。4 月に加盟国はこのガイドラインに基づいて、安定／収れんプログラムと国別改革プログラムを作成し欧州委員会に提出する。

これを受けて欧州委員会は各国のプログラムに盛り込まれた政策に対する勧告のドラフトを作成する。これらは関係する閣僚理事会（安定／収れんプログラムは主として ECOFIN）で議論され、必要な場合には修正される。最終的な各国別の勧告は ECOFIN と雇用・社会政策・健康・消費者問題相理事会 (EPSCO) で採択され、6 月末に欧州理事会で承認される。

加盟国は自国の予算案を作成するときには、この勧告を考慮に入れなければならないことになっている。

2) 新たな協定の締結

＜ユーロプラス協定＞

2010年春のギリシャ財政危機に端を発した欧州債務危機が深刻化する様相を呈したことから、ユーロ圏諸国は、既存のEUの経済ガバナンス（Europe2020、欧州セメスター、安定成長協定など）への取り組みの強化にとどまらず、優先度の高い政策分野でも一層の協調を強める必要に迫られた。その結果、ユーロ圏諸国と非ユーロ圏6カ国^(注2)の首脳は11年3月の欧州理事会で「ユーロプラス協定；競争力と収れんのための経済政策の協調の強化」を採択した。

この協定はドイツのメルケル首相の提唱によるもので、協定では、優先度の高い政策分野として、①競争力の強化、②雇用の促進、③財政の持続可能性の強化、④金融市場の安定強化、の4分野を挙げ、それぞれについて取り組み方針を示している。

この協定に基づき協定参加国は、これらの分野で具体的な対策をとることになり、取り組み内容を「安定／収れんプログラム」や「国別改革プログラム」に盛り込むことになった。

＜財政協定＞

さらにEUはその後も欧州債務危機の一層の深刻化に直面したことから財政規律のさらなる強化を迫られることになった。英国とチェコを除くEU25カ国は、2012年3月に新たに政府間協定として財政協定（正式名称は「経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約」）を締結し、協定は13年1月発効した。

協定の目的は、締結国において協定の内容を国内法化し、これをベースに財政の均衡を実現して経済通貨同盟安定のための条件をつくり出すことにある。同協定の主な内容は以下のとおりで、SGPと比べてより一層厳しい内容となっている。

- ①協定に参加する国は、財政均衡もしくは財政黒字が求められる。
- ②ただし、GDP比0.5%以下の構造的財政赤字（公的債務比率がGDP比60%以下の場合同1%以下）は認められる。この均衡財政ルールからの一時的な逸脱は、急激な景気下降といった例外的な経済環境の場合にのみ認められる。
- ③参加国が均衡財政ルールから外れた場合には、自動是正メカニズム

が発動される。参加国は決められた期間内に逸脱を是正しなければならない。

- ④参加国は財政規律のための義務規定や自動是正メカニズムを国内法制（できれば憲法レベル）に組み込まなければならない。国内法制化の期限は、協定発効から1年以内である。
- ⑤欧州委員会は、加盟国が協定発効後1年以内に国内法で新財政規則を制定したかどうかについて監視する。国内法で新財政規則が制定されない場合、欧州司法裁判所が当該国で国内法化が行われなかったことを確定する。欧州司法裁判所に対して控訴が行われない場合、当該国にGDPの0.1%を超えない罰金が課される。
- ⑥赤字基準が順守されない場合、過剰赤字手続きの開始およびそれ以降の決定は、自動的に行われる。
- なお、協定の法的拘束力は、ユーロ圏諸国については発効日から、ユーロ圏外のEU加盟国についてはユーロ導入後に発生する。

3) ユーロ圏諸国・EU加盟国による安定／収れんプログラムの提出

欧州委員会の資料によれば、安定成長協定（SGP）の予防手続きの下で、ユーロ圏諸国は中期的な財政戦略を盛り込んだ安定プログラム（ユーロ圏以外のEU加盟国は収れんプログラム）を作成し、欧州委員会および経済・財務相理事会（ECOFIN）に提出することが義務付けられている。

安定／収れんプログラム作成の狙いは、ユーロ圏諸国およびEU加盟国の財政政策の監視と調整を通じてより厳格な財政規律を確保することにある。

加盟国が作成する安定／収れんプログラムには、①長期的な公的財政の持続性を確保するための財政的ポジションを示す構造的財政赤字の中期目標（MTO）およびMTOが達成されるまでの年次別の目標数値、および公的債務のGDP比の削減過程、②プログラムの目標を達成するための政策の内容と評価、などの情報が含まなければならないとされている。

一方、欧州理事会は、加盟国からの安定／収れんプログラムの提出を受けて、その内容を検証し、欧州委員会と経済・財政委員会（Economic and Financial Committee=EFC）による評価をベースに意見をとりまとめて各加盟国に伝える。また欧州理事会は、必要に応じて当該国が取るべき政策やアクションを提案する。

II ドイツの財政と財政政策

1 安定プログラムで財政目標の達成を明記

第I章で述べたように、ユーロ圏諸国は安定成長協定（SGP）の予防手続きの下で、「安定プログラム」の提出を義務付けられている。ドイツは「12年版安定プログラム」を12年4月に閣議決定した。この中でドイツは、安定プログラムの中に盛り込まれた一連の財政政策を遂行することによって、欧州およびドイツが定めた財政目標を完全に達成することになるとしている。そして、SGPの運用強化や財政協定の発効などに加えて、独自の財政政策によって、

ドイツは欧州経済通貨同盟の安定に重要な貢献をするとしている。

以下に、「2012年版安定プログラム」により、ドイツの財政規律の達成状況や今後の見通し、ドイツが実施している財政政策などについて概観しよう。

安定プログラムでは、まず、ドイツの財政規律の達成状況および今後の見通しについて次のように述べている。

ドイツの財政赤字は、債務ブレーキ制度をはじめその他の財政強化策の導入により、2011年にすでに、GDP比で1%と前年に比べ3.3%ポイント改善し、「11年の財政赤字をGDP比3%以下にする」というユーロプラス協定の下での自発的なコミットメントをクリアした。一方、安定プログラムに盛り込まれた12年の自発的なコミットメントは「12年の構造的な赤字をGDP比で0.5%以下にする」という中期目標（MTO）を達成することである。安定プログラムでは、12年にGDP比0.5%という中期目標（MTO）を満たすことは可能であり、14年からは構造的な財政収支も一般財政赤字もほぼ均衡す

ることになろうとの見通しを示している。

一方、安定プログラムは、公的債

務の GDP 比も 12 年の 82% から 16 年には 73% へと大幅に縮小することになろうとしている。

表 1 ドイツの公的部門の財政収支の推移

| | 2011 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|--------|-------------------|-----------|------|------|------|------|------|
| | 財政収支 (10 億ユーロ) | GDP 比 (%) | | | | | |
| 公的部門全体 | -25.8 | -1.0 | -1 | -1/2 | -0 | 0 | 0 |
| 連邦政府 | -27.0 | -1.0 | -1 | -1/2 | -1/2 | -0 | -0 |
| 州政府 | -14.8 | -0.6 | -1/2 | -1/2 | -1/2 | -0 | -0 |
| 市町村 | 0.8 | 0.0 | 0 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 |
| 社会保障費 | 15.1 | 0.6 | 1/2 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(出所) ドイツ連邦財務省、*German Stability Programme, 2012 Update*

表 2 ドイツの債務比率の推移

(GDP 比、単位 ; %)

| | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|
| 2012 年 4 月の予測 | 81.2 | 82 | 80 | 78 | 76 | 73 |

(出所) ドイツ連邦財務省、*German Stability Programme, 2012 Update*

上記のような安定プログラムに盛り込まれた財政規律の目標の達成に向けて、ドイツは財政均衡化に向けた制度的な枠組み条件の整備をはじめとして、様々な財政政策を展開している。

2 制度的な枠組み条件の整備

1) 基本法で均衡財政を義務付け

EUの経済・財務相理事会(ECOFIN)は、2009年12月、EU機能条約第26条に基づき、ドイツが過剰赤字に陥っているとし、13年までに赤字を削減するよう要求した。

このため、ドイツは09年に憲法に相当する基本法を改正して「連邦および州の財政は、原則として、借入れによる収入なしに、これを均衡させなければならない」(基本法109条3項1文)とする均衡財政を憲法上義務づけた債務ブレーキ制度を実現した。第I章で述べたEUの財政協定における均衡財政ルールとその国内法制(できれば憲法)への組み込みの義務化は、このドイツの債務ブレーキ制度をモデルにしたものとされている。

制度的な枠組み条件の整備は持続的で質の高い公的財政を達成するための基本的な要素であり、将来の中期財政目標(MTO)の達成を保証し、EUの安定成長協定(SGP)に基づく過剰赤字手続きを予防するうえでの要となっている。

ただし、09年に導入された債務ブレーキ制度は、制度の導入時にみられた経済・金融危機の財政に与える深刻な影響を考慮して、連邦政府の場合には2015年まで、州政府の場合には19年までの暫定期間が設けられた。その結果、連邦政府は10年以降毎年、構造赤字をGDPの約0.3%ずつ引き下げ、16年以降はGDP比で0.35%の上限が適用されることになった。

また、債務ブレーキ制度では自然災害などの緊急事態のほか、「平常の状態を逸脱する景気動向がある場合も、好況および不況時における財政への影響を対称的に(symmetrisch)顧慮しなければならない」(基本法115条2項3文)という規定が設けられた。

その方法について、基本法115条2項5文は「構造的」赤字幅の上限

を調整する方式（景気調整）による
としており、施行法では、「経済全体
の生産能力の活用過少または過多」

（GDP ギャップ）が予期される場合
に、均衡からの逸脱が認められると
規定し、「景気調整」は、次の計算式、
すなわち「GDP ギャップ（GDP－潜
在 GDP）×財政被影響性」で求めら
れるとしている（連邦財務省はこの
「財政被影響性」を基本的に 0.16 と
して計算）。こうした景気循環に関連
した例外規定により、景気循環に基
づく財政の悪化への対応が可能とな
っている。

一方、州財政の場合、各州は 2019
年までは、州法の規定に沿って、基
本法に定められた要件からの逸脱が
認められるが、基本法の規定により
20 年からは構造収支のバランスを
達成するように予算案を編成するこ
とが義務付けられている。各州は 10
年に記録された構造的な赤字額を
20 年までに段階的に等分に解消し
なければならないとされている。

その際、ドイツ 16 州のうち特に困
難な財政状況にある 5 州^(注 3) は合計
で年間 8 億ユーロの財政再建支援を
受けることが認められており、この

財政再建支援金は連邦政府と、5 州
を除いた残りの州が半分ずつ負担す
ることになっている。

2) 安定評議会の創設

債務ブレーキ法の導入と並んで、
ドイツの連邦制度改革の一環として、
2010 年 4 月に、連邦と州の財政の長
期的な持続可能性を確保するための
第 2 の制度的な基盤である安定評議
会（Stabilitätsrat）が創設された。

安定評議会は、連邦財務相および
各州の財務相と、連邦経済相で構成
され、主要な任務は、①連邦や州の
財政状況を定期的にモニターするこ
と、および②財政上の非常事態が生
じた場合に財政を適切なレベルに修
復する措置について合意し、それ
により、③非常事態を回避して財政を
持続的な回復軌道に乗せることであ
る。

安定評議会は、10 年 10 月の会合
でベルリンなどの 4 州を財政的に非
常事態に陥る危険性のある州と認定
し、11 年 12 月の会合で、これら 4
州との間で 12～16 年の財政再建プ
ログラムについて合意した。

財政再建支援を受けるこれらの州

は、赤字削減のために実施する措置について事前に報告する必要がある、また同意された赤字削減が行われたことを事後的に立証することが求められている。

3 多様な財政政策で財政均衡の達成を後押し

1) 将来のための財政再建パッケージ

ドイツの財政政策の基盤づくりはすでに2010年と11年に始められた。

その中心は10年に決定された「将来のための財政再建パッケージ」(Zukunftspaket)で、①航空機利用者に対する利用税の新設、②環境税における補助金の廃止、③子ども手当の引き下げ、④低所得者に対する住宅賃貸料補助金の暖房コスト部分のカットなどを通じて、11年からの4年間で800億ユーロの財政赤字削減をめざしたものである。

財政再建パッケージの狙いは、①安定成長協定(SGP)を確実に順守することであり、②09年の基本法改正による新財政規則を政府が順守するための条件を作り出し、16年以降

の財政規則への完全かつ永続的な順守のための条件を創造することにある。

財政再建パッケージが策定されて以降、特に①2011年に閣議決定されたエネルギーシフトや、②12年に設立されたユーロ圏の欧州安定メカニズム(ESM)に対するドイツの資金負担によって、追加的な財政負担が生じた。しかし他の分野における財政支出の圧縮などにより、14年の財政均衡の達成は引き続き可能とされている。

各州もまた財政均衡に向けて進展を示した。各州は2011年に財政赤字を大幅に減らすために積極的な税収増に取り組み、12年も財政再建路線を継続した。各州は財政政策の目標達成に向けて持続的な努力を行うことをコミットするとともに、遅くとも20年までに基本法で定められた「債務ブレーキ」を順守すべく努力している。

2011年にエネルギー戦略転換を打ち出した連邦政府はエネルギーシフトに関連した活動をファイナンスするため、エネルギー気候基金(Energie- und Klimafonds=EKF)を

設立した。そして12年以降、温室効果ガスの排出枠のオークションから得られる収益はすべて EKF に繰り入れられることになり、エネルギー戦略のための政府の追加的な対策に EKF 資金が使われることになった。エネルギー戦略の重点はエネルギー効率を高める施策と再生可能エネルギーの利用を拡大する施策に置かれることになっている。

連邦財務省が作成した2011～16年の中期財政計画において政府は、成長を重視した財政再建という枠組みの中で、歳出面でいくつかの優先事項に目標を絞っている。

優先事項のひとつが「教育と研究」であり、政府は教育と研究に120億ユーロ以上の資金を投入することを計画している。その結果、教育・研究に対する高い資金援助の水準が14～16年にも続くものと見られている。これにより、R&DのGDP比3%への上昇に向けて連邦政府の貢献が期待されており、また、各州や民間企業もR&D比率の上昇への貢献が期待されている。

連邦予算に占める投資支出のシェアも今後増加するものと見込まれて

いる。政府は連邦の輸送ルートのためのインフラ加速プログラムを採択し、輸送インフラ強化のために12～16年に総額10億ユーロの予算を手当てしている。

2) 欧州債務危機への対応も

ユーロ圏を安定させるためのEUの包括的な支援策へのドイツのコミットメントも財政政策に組み込まれている。

例えば、2012年2月の条約で合意され、同年10月に発足したユーロ圏の常設の金融支援機関「欧州安定メカニズム」(ESM)への対応が挙げられる。ESMは金融困難に陥っているユーロ圏諸国に、厳格な条件の下で支援を行う機関である。ESMによる支援の裏付けとなる資金規模は自身の欧州金融安定基金(EFSF)と合わせて総額7,000億ユーロにのぼり、うち800億ユーロがユーロ圏諸国からの払込資本金(eingezahltes Kapital)、残り6,200億ユーロが償還可能な資本金(abrufbares Kapital)である。

ESM設立条約には、危機国の安定化に向けた支援方法として、次の4

つが明記されている。

- ①危機国への直接融資。
- ②危機発生予防のため、問題国に対する信用枠の設定。
- ③危機国銀行への資本注入。
- ④国債の発行市場や流通市場での購入。

ドイツ連邦財務省の資料によれば、ユーロ圏諸国のESMへの出資は欧州中央銀行（ECB）への出資比率に準じて行われることになっており、ドイツのESMへの出資比率は27.1464%である。すなわち、ESMに対するドイツの負担は支払い資本金が約220億ユーロと償還可能資本金が約1,680億ユーロ、合計1,900億ユーロということになる。ESM設立条約によりドイツの負担は「“いかなる場合も”1,900億ユーロを超えることはない」とされている。

資本金は5回に分けて振り込むことになっており、このうち2回分は12年に払い込まれた。その後13年に2回、14年に最後の1回分が振り込まれる予定である。

4 ドイツの安定プログラムに対する欧州委員会の勧告

ドイツが提出した2012年安定プログラムに対して、欧州委員会は12年5月に「2012～13年の期間に取るべきアクションについての勧告」文書を作成し欧州理事会に提出した。同勧告文書に盛り込まれた主要な内容は以下のとおりである。

1. 2012年までに中期財政目標を達成するための健全な財政政策を継続する。健康保険および長期介護への公的支出の効率を高める追加的な努力を行い、税制度の効率を改善する。一方、教育・研究など経済成長を高めるための支出を増やすなど、経済成長と財政再建の両立を目指す。

すべての州において、適切な財政監視手続きと是正メカニズムを実施することによって、債務ブレーキを着実に実施する。

2. 金融部門に残る構造的な脆弱性の克服に取り組む。特に、州立銀行の成長ビジネスモデルに十分な資金を提供することによって更なる構造改善を行う。

3. 財政に中立的な方法で低賃金所得者の税負担を軽減する。そして、特に長期の失業者に対して、適切な活性化策や労働市場への統合対策を維持する。また、生産性に見合って給与を増やすための条件をつくり出す。さらに、教育や職業訓練への平等な機会提供を通じて、特に不利な条件の人々の教育水準を引き上げる。副次的な所得者に対する金銭的な意欲阻害要因を段階的に取り除き、全日制の託児所や学校を増やす。

4. 電力やガスネットワークの国内および国境を越えた拡大を加速するなど、エネルギーシフトに伴うコストを最小限にする努力を継続する。

制度的な改革によって鉄道市場で効果的な競争が確実に進むようにする。また、建設部門や特定の手工業などのサービス部門の競争力を高めるための政策を実施する。

5 財政の持続性に向けた課題 (まとめ)

上記の欧州委員会の勧告文書の中で指摘されている問題点に加え、今後ドイツが健全財政を維持するうえで大きな課題になるとと思われるのは、前述の欧州債務危機に対する資金負担問題と今後急速に進展すると予測されている人口の高齢化への対応であろう。

欧州安定メカニズム (ESM) への資金負担では前述のように 2012 年に 2 回分の払い込みが終わったが、まだ 13 年と 14 年の支払分が残っており、今後のドイツ財政への圧迫要因になるものとみられる。

ドイツの ESM への資金負担は、前述のように ESM 設立条約では上限の 1,900 億ユーロを超えることはないとされている。

しかし、現在小康状態を保っている欧州債務危機が再燃した場合、危機国からはドイツに対して負担の増大を求める声が再び高まってくる可能性も考えられる。ESM 設立条約では、加盟国の資金負担の変更など重要事項の決定は、ESM の統括理事会

(締結国の財務相で構成)での全会一致の決定によるとされており、また統括理事会での重要事項の決定においてドイツの財務相が意思表示を行う場合、ドイツ連邦議会の事前の承認が必要とされている。したがって現行のシステムの下ではドイツがこれ以上の負担を迫られることは考えにくい、債務危機がさらに深刻化した場合、ドイツがより一層の資金負担について“政治的な決断”を迫られるような局面が出てくる可能性が全くないとは言い切れない。

高齢化社会への対応も深刻である。ドイツの老齢人口比率(年金受給年齢層の人口と生産年齢人口の比率)は2060年までに顕著に上昇するものと予測されている。EU統計局や連邦統計局による人口推計によれば、ドイツの老齢人口比率は10年の30%を少し超えた水準から60年には59%と約2倍に上昇すると予測されている。

EUが行ったモデル計算によると、ほぼすべてのEU加盟国で高齢者関連コストの顕著な上昇がみられ、07年から60年にかけての高齢者関連コストの増大はEU加盟国平均で

GDPの4.75%ポイントであった。この数字は加盟国間でかなりのばらつきがあるが、ドイツの高齢者関連コストの増加はEU平均とほぼ同じ水準である。

こうした高齢者関連コストの増大に対処するためには、社会保障制度の改革に加え、長期的な構造改革が重要になる。

「安定プログラム」では、連邦政府は社会保障制度の改革にすでに着手したと述べている。公的年金に関しては、受給年齢を2012年1月1日以降、29年までに段階的に67歳に引き上げることになった。これは年金制度の持続性のかかなりの強化をもたらすと考えられている。加えて、政府は企業年金を通じた追加的な積み立て年金制度の確立やいわゆるRiester年金(国がスポンサーとなった民間年金制度)を推進している。

公的健康保険制度については、政府は2011年に「持続的で社会的に均衡のとれた資金調達のための法律」を通じてより健全な資金調達のシステムをつくったとしている。

さらに政府は介護保険の抜本改正のための法案の審議に入っている。こ

の法案は、老衰を含む諸条件によって苦しんでいる人びとにニーズに基づいた支援を提供し、長期的な家族の負担を軽減することを狙いとしている。このプロジェクトをファイナンスするために、長期介護に対する政府の寄

与率は 13 年初めに 0.1%ポイント引き上げられた。長期的な介護が必要な人に提供される任意個人保険も、現行の積み立て年金制度とともに課税インセンティブをつけることによって促進される予定である。

表3 ドイツの高齢者関連支出の長期見通し

| | 2007 | 2020 | 2030 | 2040 | 2050 | 2060 |
|-----------------------|----------------|------|------|------|------|------|
| | 支出 (対 GDP 比、%) | | | | | |
| 年金支出 ⁽¹⁾ | 10.4 | 10.5 | 11.5 | 12.1 | 12.3 | 12.8 |
| *保険料収入 ⁽²⁾ | 7.2 | 6.9 | 7.8 | 8.3 | 8.4 | 8.6 |
| 健康保険支出 ⁽³⁾ | 7.4 | 8.1 | 8.5 | 9.0 | 9.2 | 9.2 |
| 長期介護支出 ⁽⁴⁾ | 0.9 | 1.2 | 1.4 | 1.8 | 2.2 | 2.4 |
| 教育関連支出 ⁽⁵⁾ | 3.9 | 3.2 | 3.3 | 3.4 | 3.4 | 3.5 |
| 失業保険 ⁽⁶⁾ | 0.9 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 |
| | 前提条件 | | | | | |
| 生産性上昇 (%) | 1.5 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 |
| 潜在成長率 (%) | 1.4 | 1.5 | 1.3 | 1.1 | 1.0 | 1.0 |
| 就業率 (%) | | | | | | |
| — 男性 (15~64 歳) | 82.1 | 83.9 | 83.2 | 83.3 | 82.9 | 83.0 |
| — 女性 (15~64 歳) | 70.2 | 74.1 | 75.3 | 77.0 | 76.5 | 76.5 |
| 失業率 (%) | 8.7 | 6.2 | 6.2 | 6.2 | 6.2 | 6.2 |
| 高齢者依存率 (%) | 29.9 | 35.3 | 46.2 | 54.7 | 56.4 | 59.1 |
| 総人口 (100 万人) | 82.3 | 81.5 | 80.2 | 77.8 | 74.5 | 70.8 |
| 65 歳以上人口 (100 万人) | 16.3 | 18.6 | 22.1 | 24.2 | 23.6 | 23.0 |

(1) 法定老齢年金保険および公務員年金、(2) 法定老齢年金保険、(3) 法定健康保険、(4) 社会的長期介護、(5) 連邦雇用エージェンシーによる教育支出を除く、(6) 給与代替支払い(出所) 2009 年版高齢報告書の中で提示された EU の経済政策委員会 (EPC) と欧州委員会 (DG ECFIN) のモデル計算による (ドイツ連邦財務省、*German Stability Programme, 2012 Update*)

構造改革の面では、例えば、人口の高齢化は生産年齢人口の減少をもたらすため、長期的に熟練労働者の供給を増加させるための更なる努力が必要となる。競争力をさらに強化するとともに、高齢者や女性の労働参加をさらに増やし、長期的な失業をさらに減らすための政策を実施することも重要である。この点で、12年初めに開始された年金受給年齢の67歳への段階的引き上げや幼児保育の更なる拡大は高齢者や女性の雇用率の上昇につながる事が期待されている。

また政府は、11年から、既存の労働市場政策をより効率的に活用することによって、人々を雇用（特に社会保険の支払いに結びつくような雇用）に結びつけることを目指している。そのほか、教育や職業訓練も、特に高齢者の雇用促進や長期的な失業対策に貢献することが期待されている。

さらに政府は高い技能を持つ労働者のドイツへの入国を増やすために、移民法を改正し、高技能労働者に対してドイツをより魅力的な国にすることも検討している。

(注 1) 財政赤字は、税収や失業給付の増減を通じて景気の好不況に応じて変動する「景気循環的」財政赤字と、景気循環的赤字部分を実際の財政収支から取り除いた「構造的」財政赤字の2つに分れる。景気循環的な要因による赤字は、好況期になれば税収が増え黒字化するが、構造的な赤字は景気が良くなってもなくなる。

(注 2) ブルガリア、デンマーク、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアの6カ国。

(注 3) ベルリン、ブレーメン、ザールラント、ザクセンアンハルト、シュレスビヒホルシュタインの5州。